

令和6年第2回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和6年6月21日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第31号議案 幸田町税条例の一部改正について
第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第33号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第34号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第35号議案 訴えの提起について
第36号議案 財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-I型）
第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議員提出議案第1号 第7次総合計画策定特別委員会の設置について
- 日程第4 特別委員の選任

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 内田守君
総務部長 林保克君	参事（税務担当） 稲熊公孝君
住民こども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事（健康保健担当） 金澤一徳君	環境経済部長 大熊隆之君
建設部長 鳥居靖久君	上下水道部長 齋藤啓一君
消防長 山本秀幸君	教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、16人であります。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江 徹君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

令和6年6月11日開催の議案質疑におきます要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14人であります。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 岩本知帆君及び7番 田境 毅君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、第31号議案から第37号議案までの7件を一括議題とします。

これから、委員長の報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、廣野君。

〔11番 廣野房男君 登壇〕

○11番（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

令和6年6月21日

議長 藤江 徹様

委員長 廣野房男

令和6年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第 3 1 号 幸田町税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律の施行及び職権による減免の措置を講ずることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 6 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車 C D - I 型）

消防ポンプ自動車 C D - I 型の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 7 号 令和 6 年度幸田町一般会計補正予算（第 1 号）中、総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出

総務教育委員会所管部分、第 1 条、歳入全部、9,553 万 3,000 円追加。歳出、1,130 万 1,000 円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔 1 1 番 廣野房男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

9 番、都築君。

〔 9 番 都築幸夫君 登壇〕

○ 9 番（都築幸夫君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告させていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和 6 年 6 月 2 1 日

議長 藤江 徹様

委員長 都築幸夫

令和 6 年第 2 回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読させていただきます。

第 3 2 号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 3 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 4 号 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

坂崎集落家庭排水処理施設の廃止に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 5 号 訴えの提起について

町営神山住宅の賃料相当損害金の請求に関する訴えの提起に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 7 号 令和 6 年度幸田町一般会計補正予算（第 1 号）中、福祉産業建設委員会所

管に係る歳入及び歳出

福祉産業建設委員会所管部分、第1条、歳出8,423万2,000円追加。第2条、地方債限度額600万円増額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔9番 都築幸夫君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 以上で、各委員会の委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） ありませんので、以上で、総務教育委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、福祉産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） ございませので、以上で、福祉産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これをもって、質疑を終結します。

これから、上程議案7件について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、丸山君。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

○14番（丸山千代子君） それでは、議題となっております案件について、反対の立場から討論をしてみたいです。

第32号議案 国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

2024年度の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額を、22万円から24万円に2万円引き上げ、課税限度額は104万円から106万円に引き上がるもので、過去最高額となるものであります。既に限界を超えている国保加入者は、一層の負担増を強いられることになります。限度額引上げによる対象世帯は88世帯、影響額は158万6,685円ではありますが、この課税限度額106万円を負担するのは、4人世帯モデルケースで1,107万7,000円の収入世帯であり、年収の10%に当たる額となっております。これは相当の負担と言わざるを得ません。社会保険への移行も増え、国保加入者は減少しております。加入者は非正規や高齢者、自営業、無職の人などであり、低所得者層等で構成されております。それを、1,000万円を超える世帯は高所得者だからといって、年収の1割を負担するのは生活が成り立ちません。基金から影響額を繰り入れれば、物価高騰などに苦しむ国保加入者に新たな負担を押しつける必要はありません。国が引き上げたからといって、加入者の状況も見ず、すぐに引き上げることに反対するものと主張して、反対討論いたします。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、上程議案7件について採決します。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決します。

最初に、第31号議案 幸田町税条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第31号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、第32号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第33号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第34号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第34号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第３５号議案 訴えの提起について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第３５号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第３６号議案 財産の取得について（消防ポンプ自動車ＣＤ－Ⅰ型）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第３６号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第３７号議案 令和６年度幸田町一般会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第３７号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。



日程第３

○議長（藤江 徹君） 日程第３、議員提出議案第１号 第７次総合計画策定特別委員会の設置についてを議題とします。

議案提出者に趣旨説明を求めます。

１３番、笹野君。

〔１３番 笹野康男君 登壇〕

○１３番（笹野康男君） 皆さん、改めましておはようございます。

議員提出議案第１号 第７次総合計画策定特別委員会の設置について

幸田町議会会議規則第１４条第２項の規定により、次のとおり、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和６年６月２１日

提出者	幸田町議会議員	笹 野 康 男
賛成者	幸田町議会議員	石 原 昇
	〃	丸 山 千代子
	〃	廣 野 房 男
	〃	都 築 幸 夫
	〃	田 境 毅
	〃	岩 本 知 帆

提案理由

第7次幸田町総合計画の策定に関する調査及び審査のため、必要があるからであります。

2 ページを御覧ください。

第7次総合計画策定特別委員会の設置に関する事項

1 委員会の名称 第7次総合計画策定特別委員会

2 委員の定数 15人

3 付議事件 第7次幸田町総合計画策定に関する事項

4 設置の期間 令和6年6月21日から付議事件の調査完了の日まで、閉会中も継続して行うものとする

以上であります。

賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 趣旨説明は終わりました。

これから、ただいま議題となっております議員提出議案第1号について質疑を行います。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いします。

議員提出議案第1号について、質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、議員提出議案第1号の質疑を終わります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議員提出議案第1号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって、討論を終結します。

これから採決します。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第1号 第7次総合計画策定特別委員会の設置についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第4

○議長（藤江 徹君） 日程第4、特別委員の選任を行います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時27分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいまから、特別委員会において、正副委員長の互選を行っていただきます。

委員長互選までの職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員である稲吉委員をお願いいたします。

選任されました委員長は、選出結果を議長まで報告願います。

それでは、特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、理事者は退席していただき、選任が終わるまでの約10分程度ですが、待機をお願いいたします。互選が終わりましたら放送を流しますので、議場へ参集願います。

ここで、暫時休憩とします。

稲吉君は、議長席へ移動をお願いいたします。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時36分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

ただいま休憩中に、第7次総合計画策定特別委員会委員により、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長、丸山千代子君、副委員長、吉本智明君、以上であります。

ここで、委員長の御挨拶を承ります。

第7次総合計画策定特別委員会委員長、14番、丸山千代子君。

14番、丸山君。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

○14番（丸山千代子君） ただいま、第7次総合計画策定特別委員会の委員長となりました丸山千代子でございます。

総合計画は町の指針となり、向こう10年間の計画を策定するものであります。財政問題も含め、そして、町当局と一緒に、よりよい町の状態、そして住民のニーズに応える町政となるよう全力で頑張っていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで、令和6年6月4日に招集されました令和6年第2回幸田町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 9時39分

○議長（藤江 徹君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和6年第2回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る6月4日から本日まで、18日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始、御熱心に御審議いただき、本日提案させていただきました議案も含め、私どもが提案いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に生かしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、9名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を

得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、御報告とお知らせを申し上げます。

まず、御報告についてでございますが、2点ございます。

1点目は、株式会社恵に関する報告でございます。株式会社恵が運営します障害者グループホームのふわふわ幸田につきましては、食材料費の過大徴収や障害福祉サービス報酬の不正請求などに対し、今月中にも愛知県から行政処分が発表されることが報道されております。この報道を受け、利用者とその御家族からは行政処分後の生活に関する心配や相談が寄せられております。町といたしましては、愛知県から正式な処分が発表され次第、利用者や相談支援事業所等と情報を共有し、可能な支援をしていきたいと考えております。

2点目でございます。6月に町民会館で実施いたしました、町村合併70周年記念事業の開催状況についてでございます。

2日の日曜日に開催しましたNHK交響楽団 幸田公演では、初めてNHK交響楽団をお招きし、すばらしい演奏で多くの方々を魅了しました。

8日の土曜日、9日の日曜日に開催しました「ミュージカル 忍たま乱太郎」は、2日間で3公演実施し、県内外から若い世代を中心に多くの方が本町を訪れ、3公演とも大盛況で、会場は笑いや拍手に包まれました。

13日の木曜日に開催しました「野村萬斎 狂言の世界」は、本町の中学2、3年生を対象とした文化鑑賞会であり、各クラスの代表者で構成されたワークショップによる解説も実施され、より狂言の理解を深めることができました。

3事業ともに無事盛況に開催され、町民をはじめとした多くの方々に楽しんでいただくとともに、町をPRする好機となりました。引き続き70周年記念事業のキャッチフレーズである「もっと輝く幸田を、みんなで♪」とともに、皆様に楽しんでいただける70周年記念事業を開催していきます。

次に、お知らせについてでございますが、これは3点ございます。

1点目は、町内をロケ地として撮影された映画「朽ちないサクラ」が本日6月21日上映開始となります。ロケは蒲郡市を中心に、岡崎市、豊橋市等でも行われています。ぜひ劇場に足をお運びいただき、御覧いただきたいと思います。

令和元年度より本格的にロケ誘致に手がけており、ロケツーリズム事業を推進しております。これまでに映画9本、ドラマ5本をはじめ、数々の作品が町内で撮影されております。

また、ドラマ「最高のオバハン中島ハルコ」や映画「スポットライトを当ててくれ」等の作品で共同支援を行った蒲郡市とは、令和4年に蒲郡幸田ロケ受入れに関するフレンドシップ協定を締結し、広域的な支援体制が、多くの映画制作関係者から評価をされております。

さらには今年度、町村合併70周年を記念として、幸田町商工会による映画撮影「サイボーグ一心太助」も実施されており、6月15日に撮影を終えたところであります。

町の特産物を使用したロケ弁当等が出演者や制作者の方々に大変喜ばれており、SN

Sへの投稿等も見受けられ、作品以外にも様々な方面で町の魅力が発信されております。

今後についても、関係団体の皆様と、町の魅力発信のためより一層の連携を図りながら、ロケツーリズム事業の推進、この地域のさらなる活性化に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御協力のほどをよろしくお願いいたします。

2点目であります。夏の風物詩となっております幸田彦左まつりが商工会主催で今年も開催されます。

開催日は、7月27日の土曜日で、今年度は、町村合併70周年記念事業として、昨年より規模を拡大し、メイン会場を幸田中央公園に移し、イベントステージやキッチンカーエリアを設け、盛大に実施されるとのことですので、皆様、ぜひ足をお運びいただきたいと思っております。

3点目でございます。8月17日の土曜日、ハッピーネス・ヒル・幸田において、今年もこうした夏まつりを開催いたします。

町村合併70周年をイベントの一つと位置づけており、規模を拡大して行う花火をはじめ、町民総踊りで披露する新しい幸田音頭、そして、以前こうした夏まつりで町民会館の外壁を使って映画上映をしていた経緯もあり、建物に映像を投影するプロジェクションマッピングなども計画しており、町村合併70周年の歴史も大切にしつつ、新たな試みも取り入れ、小さなお子さんから夏休み中の学生さん、親御さんの世代から御年配の方に至るまで、どの年代の方々もワクワクして楽しめるお祭りとなるようにしたいと考えております。

多くの町民の皆様と共に盛り上げていくために、議員の皆様も御参加について御配慮賜りますようお願い申し上げます。

梅雨の折から、天候が不順で蒸し暑い日が続くかと思いますが、議員の皆様におかれましては、体調管理にはくれぐれも留意をいただき、今後の町政発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますよう、お願いいたします。

大変、御苦労さまでした。

本日は、これで散会します。

散会 午前 9時47分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 6 年 6 月 2 1 日

議 長

議 員

議 員